



子育て・福祉

子育て

医療費の助成・各種相談

子育て支援課 ☎62-3272

▶ 児童手当



中学校卒業前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給しています。

● 支給額は次のとおりです。

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

* 児童を養育している保護者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童一人につき一律5,000円を支給します。

* 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

▶ 児童扶養手当



父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。

● 支給要件

手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(重度の障がいがある児童は20歳未満)を養育している父または母等です。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障がいにある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

(7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(8) 未婚の母の児童

(9) その他、生まれたときの事情が不明である児童

* 上記に該当しても手当が支給されない場合があります。詳細はお問い合わせください。

* 手当の額は所得、児童の人数等によって決定されます。

* 所得制限があります。

▶ 子ども医療費の助成



市内に住所があり、保険給付を受けることができる子ども(0歳から中学3年生まで)に対し、保健対策、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用となる入院・通院にかかる医療費の一部を助成しています。

● 医療費等の助成額は次のとおりです。

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院1日または通院1回あたり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	200円	0円
上記以外の世帯	0円	

* 学校等の管理下での負傷・疾病など、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外となります。

* 交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は、助成対象外となります。

* 県外の医療機関を利用した場合や、受診時に受給券を持参していなかった場合は、助成金交付申請を行ってください。



子育て・福祉

ひとり親家庭等医療費等の助成

市内に住所があり、保険給付を受けることができるひとり親家庭等に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用となる入院・通院にかかる医療費等の全部または一部を助成しています。



●医療費等の助成額は次のとおりです。

世帯区分	医療費自己負担額	
	入院1日または通院1回あたり	調剤
市町村民税 所得割課税世帯	300円	0円
上記以外の世帯	0円	

- * 所得制限があります。
- * 学校等の管理下での負傷・疾病など、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外となります。
- * 交通事故等の第三者による負傷等で受診する場合は、助成対象外となります。
- * 県外の医療機関を利用した場合や、受診時に受給券を持参していなかった場合は、助成金交付申請を行ってください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業のために指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講料の6割相当額を助成します。



母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給

母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得を目的として、養成機関において1年以上修業する場合に、訓練促進費を支給します。



また、養成機関において教養課程を修了した場合に修了支援給付金を支給します。

未熟児養育医療費の助成

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成しています。



袖ヶ浦市に住所を有し、出生時の体重が2,000g以下、または諸機能が特に未熟な乳児で、養育のために指定医療機関で入院が必要と認められた乳児が対象です。

交通遺児等の手当

交通災害により父または母が死亡、もしくは重い障がいが残った場合に、保育・就学手当を支給しています。

子育て世代総合サポートセンター

市役所新館2階 ☎62-3220



妊娠から出産、子育てまで、子育て世代の身近な相談窓口として、保健師や助産師、社会福祉士などの専門職員が、皆さんの子育てを総合的に支援します。

- 子育てでお困りのことなど、なんでも相談に応じます。
- 相談内容によって、ご利用いただける市のサービス等をご紹介するとともに、専門窓口につなげます。
- 母子健康手帳の交付の際に、専門職員が面接を行い、全員にサポートプランを提案します。

産前産後ヘルパーの派遣

妊娠期又は産後期にあって、家族などから十分な援助が受けられない母等の負担軽減を目的に、家事及び育児を援助するヘルパーを有償で派遣するサービスです。



○対象者

- 妊娠中で、日中家事や育児を手伝ってくれる方がいないため、支援が必要な方
- 生後6か月(多胎児出産の場合は生後1年)になる日の前日までの子どもを養育し、日中家事や育児を手伝ってくれる方がいないため、支援が必要な方

○サービス内容

- 家事に関する援助(食事の調理及び後かたづけ、衣類の洗濯、居室等の清掃、生活必需品の買い物等、日常的に行う必要がある家事等をお手伝いします。)
- 育児に関する援助(母等が行う授乳、おむつ交換、もく浴などをお手伝いします。)

※このサービスは、原則として母等が見守る中で提供します。

○利用料

1時間あたり700円

※世帯の課税の状況等により、利用料の減免を受けることができます。

児童虐待防止対策

親や養育者が子どもに対して行う児童虐待は、子どもの心や身体の成長、人格をつくるうえで重大な影響を与えます。「怒鳴り声が聞こえる」、「子どもの泣き声が絶えない」、「子どもの服装がいつも汚れている」など、おかしいと感じたら迷わず連絡(通報)してください。

- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル
☎189(いちはやく)(24時間受付)
- 君津児童相談所
☎0439-55-3100
- 袖ヶ浦市子育て支援課
☎62-3220



各種相談

家庭児童相談	児童に対する虐待の通告・相談、子供の性格上の悩みや進学、登校拒否、非行、養育など家庭内の児童にかかわる相談ごとを家庭相談員が支援します。	毎週月～金曜日 午前9時から 午後4時まで…市役所1階 家庭児童相談室 電話相談可
母子・父子自立支援相談	母子家庭の方などの子育て、就業などについて母子・父子自立支援員が相談に応じ、助言や各種制度の情報提供などを行います。また、DV相談にも応じます。	毎週月・火・木曜日 午前9時から 午後4時まで…市役所1階 家庭児童相談室 電話相談可

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、就労などの理由で放課後家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。市内小学校学区内に各1つ以上の放課後児童クラブがあります。



学校区	クラブ名	所在地
昭和 小学校	学童保育所あそびっこクラブ	奈良輪39-5
	学童保育所ひみつきち	坂戸市場1392-1
	昭和放課後児童クラブ	坂戸市場1431
奈良輪 小学校	学童保育OLIVES	奈良輪222
	学童保育GRAPES	奈良輪983-5
蔵波 小学校	学童保育子ども会館	蔵波2596
	学童保育子ども会館第二	蔵波2596
	学童保育子ども会館ジュニアクラブ	蔵波2596
	学童保育子ども会館フレンドクラブ	蔵波2596
	蔵波学童保育所つくしんぼクラブ	蔵波台7-6-5
長浦 小学校	長浦第一放課後児童クラブ	久保田137-3
	長浦第二放課後児童クラブ	長浦駅前6-1-4
根形 小学校	根形放課後児童クラブ	三ツ作761
平岡 小学校	平岡放課後児童クラブ	野里1503
中川 小学校	中川放課後児童クラブ	横田2583



保護者の仕事や病気、ケガなどのため、家庭で十分な保育を受けることのできない0歳から5歳までの乳幼児を保育します。

➔ 入所申込

4月以外の入所希望(毎月1日入所)の場合は前月15日まで保育幼稚園課窓口で受け付けます。
4月は締切が通常より早まります。詳しくは保育幼稚園課へご確認ください。(原則として3月入所の受付はありません。)

➔ 保育料

保護者の市民税の課税状況により保育料を決定します。

➔ 市内の保育所・保育園

施設名	所在地 電話番号	開所(園)時間 (時間外・延長保育含む)	特別保育の内容			
			一時預かり	病児	病後児	休日
福王台保育所	神納2-19-4 ☎62-6060	月～金7:30～19:00 土曜 7:30～19:00				
久保田保育所	久保田1799-3 ☎62-8331					
根形保育所	下新田106-1 ☎63-0858	月～金7:30～19:00 土曜 7:30～13:00	○			
平川保育所	三箇1965 ☎75-2159					
吉野田保育所	吉野田198 ☎75-2123	月～金7:00～19:30 土曜 7:00～19:00				
昭和保育園	奈良輪782-1 ☎62-2427	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	○			
長浦保育園	蔵波2598-1 ☎62-2250	月～金7:00～21:00 土曜 7:00～19:00	○		○	○
白ゆり保育園	蔵波2592-1 ☎38-3258	月～金7:00～21:00 土曜 7:00～19:00	○			
大空保育園	神納1136-1 ☎53-8224	月～金7:00～21:00 土曜 7:00～19:00		○		
みどりの丘保育園	蔵波3108-177 ☎97-5552	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	○		○	
ユーカリ保育園	袖ヶ浦駅前1-22-3 ☎40-5356	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00				
スクルドエンジェル 保育園望海園	袖ヶ浦駅前2-14-6 ☎42-1743	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00				
認定こども園まりん	袖ヶ浦駅前2-34-2 ☎38-5101	月～金7:00～21:00 土曜 7:00～19:00	○	○		○
みどりの風保育園 (小規模保育)	蔵波3108-18 ☎38-5666	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	○			
スクルドエンジェル保育園 袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ(小規模保育)	袖ヶ浦駅前1-39-10 ☎42-1553	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00				
キッズガーデンひまわり (事業所内保育)	蔵波2713-9 ☎63-4012	月～金7:00～19:00 土曜 7:00～19:00				
みらいっ子るーむ (家庭的保育)	福王台3-10-30 ☎63-5558	月～金8:30～17:30 土曜 8:30～13:00				

廣 告

**・ 幼保連携型認定
こども園 まりん**
袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前 2-34-2 TEL.0438-38-5101

・ 大空保育園
袖ヶ浦市神納 1136-1 TEL.0438-53-8224

・ 白ゆり保育園
袖ヶ浦市蔵波 2592-1 TEL.0438-38-3258

・ 長浦保育園
袖ヶ浦市蔵波 2598-1 TEL.0438-62-2250

社会福祉法人 恵福社会
袖ヶ浦市蔵波 2598-1 TEL.0438-60-1611

一人ひとりに寄り添う
ぬくもりいっぱいの保育園です
社会福祉法人 みどりの風

みどりの丘保育園 定員90名
(0歳児～小学校就学前)
・一時預かり保育
・病後児保育
・子育て支援センターはぐみ
袖ヶ浦市蔵波3108番177
☎0438-97-5552

みどりの風保育園 定員19名(0～2歳児)
・一時預かり保育
袖ヶ浦市蔵波3108番18
☎0438-38-5666
<http://hoiku-midorinokaze.com/>

蔵波小学校地区
・学童保育 子ども会館
・学童保育 子ども会館第二
・学童保育 子ども会館ジュニアクラブ
・学童保育 子ども会館フレンドクラブ
蔵波 2596

長浦小学校地区
・長浦第一放課後児童クラブ
久保田 137-3
・長浦第二放課後児童クラブ
長浦駅前 6-1-4

平岡小学校地区
・平岡放課後児童クラブ 野里 1503

中川小学校地区
・中川放課後児童クラブ 横田 2583

根形小学校地区
・根形放課後児童クラブ ミツ作 761

有限会社 すみれ福祉会
袖ヶ浦市蔵波 2596 TEL.0438-63-9633 FAX.0438-40-4554

子育て・福祉

一時預かり

急な用事や冠婚葬祭、病院に行きたい、リフレッシュしたい、また仕事を探したい等、一時的にお子さんをお預かりします。(月15日限度)



○保育場所と時間帯

- 根形保育所 月～金 8:30～16:30
土 曜 8:30～12:00
- 昭和保育園 月～金 9:00～19:00
土 曜 9:00～17:00
- 長浦保育園 月～金 7:00～19:00
土 曜 7:00～19:00
- 白ゆり保育園 月～金 7:00～19:00
土 曜 7:00～19:00
- 認定こども園まりん 月～金 8:00～19:00
土 曜 8:00～19:00
- みどりの丘保育園 月～金 7:30～18:30
土 曜 7:30～18:00
- みどりの風保育園 月～金 7:30～18:30
土 曜 7:30～18:00

○対象児童

市内在住の満3カ月以上(昭和保育園・みどりの丘保育園・みどりの風保育園は満6カ月以上)から就学前までの利用当日保育に支障のない健康状態の児童

○利用方法

保育所(園)に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

病児保育

当面症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていないため、集団生活が困難なお子さんをお預かりします。



専属の看護師と保育士が保育にあたっていますので、安心してご利用ください。(1回あたり7日間以内)

○保育場所と時間帯

大空保育園内(名称:ひまわり)、認定こども園まりん内(くらげ) 月～金 8:00～17:00

○対象者

市内在住または、市内保育所(園)に通所(園)中の児童で、生後6か月から小学3年生までの児童で、かかりつけ医を受診し、安静確保に配慮する必要がある児童

○利用するための理由

仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの事情で、家庭で保育することが困難な場合。

○利用方法

保育園に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

病後児保育

病気回復期のお子さんをお預かりします。

専属の看護師と保育士が保育にあたっていますので、安心してご利用ください。(1回あたり7日間以内)



○保育場所と時間帯

長浦保育園内(名称:マミー) 月～金 8:00～18:00
みどりの丘保育園内 月～金 8:30～17:30

○対象者

市内在住または、市内保育所(園)に通所(園)中の児童で、病気回復期のため集団保育が困難な児童

- 長浦保育園 生後6か月～小学校3年生まで
- みどりの丘保育園 生後6か月～小学校3年生まで

○利用するための理由

仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの事情で、家庭で保育することが困難な場合。

○利用方法

保育園に電話で問い合わせ後、登録手続きをしてください。

休日保育

勤務の都合や冠婚葬祭などの理由で、日曜日や祝日に家庭で保育できない場合に保育所でお預かりします。



○利用時間 8:00～18:00

○保育場所 長浦保育園、認定こども園まりん

○対象者

市内在住、または保育所(園)に通所(園)中の児童

- 長浦保育園 生後57日目～小学校就学前まで
- 認定こども園まりん 生後3か月～小学校就学前まで

*一時預かり、病児保育、病後児保育、休日保育は有料で予約制です。詳細は各保育所(園)にお問い合わせください。

子育て支援事業

保育幼稚園課 ☎62-3276

子育て支援センター

就学前のお子さんとその保護者が気軽に利用できる場所で、育児に関するアドバイスや育児情報の提供を専門の保育士が行っています。打ち解けた雰囲気の中でお子さんを遊ばせたり、親同士が交流し、情報交換もできます。

○市内の子育て支援センター



施設名	場所 連絡先	利用時間	利用料金	利用方法
そでがうらこども館	神納1136-3 ☎62-2333	月～金8:30～17:15 (相談時間9:00～16:30)	無料	直接お越しください。
ぼる	昭和保育園内 ☎62-1519	月～金9:30～16:00	給食試食会以外無料・試食会は要予約	
すまいるらんど	長浦保育園内 ☎62-2250	月～金9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
ゆうゆう	白ゆり保育園内 ☎38-3258	月～金9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
きらら	認定こども園まりん内 ☎38-5101	月～金9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	
はぐくみ	みどりの丘保育園内 ☎97-5527	月～金9:00～15:30	無料 *活動内容によっては実費徴収あり	

なかよし広場・園庭開放

市立保育所では、地域の乳幼児の遊びの場として毎日園庭を開放しています。また、保育所ごとに実施日を変え、広い部屋で親子一緒に楽しい一時を過



ごすことのできる【なかよし広場】も行っています。担当の保育士が遊びのお手伝いや、教育相談にも対応していますので、気軽にお越し下さい。(給食体験以外無料・給食体験は要予約)

○園庭開放 月～土 9:30～11:30

○なかよし広場

場所	実施日	時間
平川保育所	第1水曜日・第1木曜日	9:30~11:30 *3、4、8月はお休みです。
久保田保育所	第2水曜日・第2木曜日	
根形保育所	第3水曜日・第3木曜日	
吉野田保育所	第4水曜日・第4木曜日	

(お休みの場合があります。事前にお問合せください。)

○問い合わせ先 保育幼稚園課 ☎62-3276

▶子育て支援センター そでがうらこども館



未就学児とその保護者及び妊娠中の方を対象とした子育ての交流の場所です。また、保育士が子育てに関する相談に応じ、お話し会や誕生会を開催し、毎月体重や身長測定の実施、ものづくりなどの製作活動を企画しています。

○開館日 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)

○開館時間 午前8時30分～午後5時15分

○利用時間 午前9時～正午・午後1時～4時30分
(正午～午後1時はお昼休憩です。お子さんと一緒にお弁当を食べることができます。)

▶ファミリーサポートセンター

☎64-3115



子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が会員となって、地域で助け合う有償の相互援助活動です。

保育施設などへの送迎や通院・冠婚葬祭などの一時的な子どもの預かりなどを行います。

●会員の条件

・利用会員…市内在住・在勤で、生後6か月から小学6年生までの子どもの保護者

・提供会員…市内在住の20歳以上で、心身ともに健康で積極的に援助活動ができる方

※資格は問いませんが、自宅で子どもを預かることができる方

※入会后、基礎研修会と救急講習を受講していただきます。

●援助活動の報酬(児童一人当たり)

・平日午前6時から午後8時まで 1時間当たり700円

・平日午後8時から午後10時までと土・日・祝日・年末年始午前6時から午後10時まで 1時間当たり900円

・交通費、おやつ代等 実費

●会員登録の方法

ファミリーサポートセンターに電話予約の上、本人が直接手続きをしてください。

袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター

○所在地 神納1136-3(そでがうらこども館)

○電話・FAX 64-3115

○開設時間 午前9時～午後5時

月～土曜日(祝日、年末年始を除く)

幼児教育



幼稚園

市内には市立幼稚園が1園、私立幼稚園が2園あります。園児募集等については各園にお問い合わせください。

設置者	園名	住所	電話	入園可能年齢
袖ヶ浦市	中川幼稚園	横田2637	75-6390	4月2日時点で4歳～
学校法人神崎学園	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	久保田2848-156	62-3596	4月2日時点で3歳～
学校法人栗原学園	蔵波台さつき幼稚園	蔵波台6-7-22	63-2111	満3歳～

広告

不動産

活かせば財産。
眠らせれば負担です。

美松土地開発(株)

千葉県知事免許(4)第14575号
袖ヶ浦市蔵波台5-8-4

<http://www.mimatsu-ld.jp/>

TEL0438-62-2858

子供達の心と体の健やかな成長を目指します

遊ぶ・体験・感性

体育指導・科学指導・バイバイ式キッズダンス・造形絵画指導

市原ふじ幼稚園

市原市椎津 2238-11
TEL.0436-66-7131

市原みのり幼稚園

市原市桜台 3-7-1
TEL.0436-66-0502

学校法人 藤谷学園 (とうやがくえん)
<http://www.e-yochien.ac.jp>

満3才になったら幼稚園

乾布摩擦・はだし・草履保育・長時間保育
園児と保護者の安全を守ります。

みんな大すき3台のドリームバス

アンパンマンバス
トーマスバス・フレンズバス
(自動門・防犯カメラ・非常無線通報装置・県警本部直報プザー・24時間警備・大駐車場)

学校法人 栗原学園

蔵波台さつき幼稚園

園児募集

満3才児・3才児
4才児・5才児

袖ヶ浦市蔵波台6-7-22

☎0438-63-2111

学校教育

小・中学校 〇 学校教育課 ☎62-3718



〇 小学校

本市には、7つの小学校と1つの分校があり、知・徳・体の調和のとれた心の豊かな児童の育成を目指します。

	名称	所在地	電話番号
市立	昭和小学校	坂戸市場1431	62-2055
	長浦小学校	長浦駅前6-1-4	62-2634
	根形小学校	三ツ作761	63-0450
	中川小学校	横田2583	75-2015
	平岡小学校	野里1503	75-2059
	平岡小学校幽谷分校	川原井470	75-2110
	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	63-6351
	奈良輪小学校	奈良輪425-1	62-6700

〇 中学校

本市には、中学校が5校あり、それぞれ個性豊かな教育方針に基づいて、未来の社会を担う生徒を育てています。

	名称	所在地	電話番号
市立	昭和中学校	神納3204	62-2034
	長浦中学校	久保田129	62-2834
	根形中学校	三ツ作741	63-0311
	平川中学校	横田500	75-2141
	蔵波中学校	蔵波2967-2	62-7041

〇 転校の手続き

- ・転入学時…市民課あるいは平川行政センター、長浦行政センターに転入の届出をする際に、前学校から交付された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を提示してください。
- ・転出学时…市民課あるいは平川行政センター、長浦行政センターで転出の届出をします。その後、在学学校から受け取った「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を転出先の市町村に持参し相談してください。

広告

洋品・呉服・学生服・体操着
ふとん仕立、綿打ち直し、寝具一式

上田屋 呉服店

(株式会社 上田屋商店)

【本店】
蔵波53
☎0438-62-2617

【さつき台店】
長浦駅前3-12-2
☎0438-62-9101

〇 就学に関する相談

特別な支援が必要なお子さんの就学についての相談をお受けしています。

学校教育課 ☎62-3727



総合教育センター ☎62-2254

〇 電話相談・来所相談・訪問相談・就学相談

不登校、いじめをはじめ、幼児・児童・生徒に関わる相談や幼稚園・小学校への就園・就学に際し、幼稚園・小学校の生活や学習に不安のある方の相談に対応します。

・電話相談 ☎63-3717

相談受付：午前9時から午後4時まで

・来所相談の予約 ☎63-3717 または☎62-2254

※訪問相談…引きこもり傾向にある児童生徒のお宅を訪問し、相談に対応します。



奨学資金貸付 〇 教育総務課 ☎62-3691

高等学校・大学・高等専門学校等に進学しようとする方で、経済的理由により修学が困難な方に対し、修学上必要な学費を無利子で貸付ける事業を行っています。受付は随時行っていますのでご相談ください。

● 貸付額

区分	国立・公立	私立
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校または専修学校の高等課程に在学する者	月額 10,000円以内	月額 20,000円以内
大学、短期大学または専修学校の専門課程に在学する者	月額 22,000円以内	月額 43,000円以内

〇 申込みできる方

次の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有することまたは父母若しくはこれらに準ずる人が市内に住所を有する。
- (2) 高等学校などに入学が決定し、または在学している。
- (3) 経済的理由により修学が困難である。
- (4) 学業の成績が優れ品行が正しくかつ健康である。

※貸付にあたっては収入・所得の上限があり、上限額は世帯の家族構成等により異なります。

広告

FAMILY FASHION

ISHII

制服・体操服取扱い

袖ヶ浦市立昭和中学校
袖ヶ浦市立平川中学校
袖ヶ浦市立幼稚園

ファミリーファッション イシイ
奈良輪 2-1-9 ☎0438(62)2018

(有) 石井洋品店

高齢者福祉

高齢者対策

高齢者支援課 ☎62-3219



▶ (1) 高齢者福祉サービス

事業名	対象者	内容
敬老事業 (高齢者支援課)	毎年9月1日現在の満年齢が88歳、99歳以上で 市内在住1年以上の方	①祝金の支給 ・88歳 20,000円 ・99歳以上 30,000円 ②祝品の贈呈 ・満100歳・最高齢者
はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成 (高齢者支援課)	75歳以上の高齢者	はり・きゅう・マッサージ施術を利用する場合、利用券を 交付することにより費用の一部を助成します。1枚につき 800円を助成する利用券を年間最大12枚交付。
高齢者タクシー利用料助成 事業(高齢者支援課)	移動の手段を持っていない75歳以上のみの非 課税世帯	タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。 ・申請月から年度末まで、1月あたり3枚交付
世代間支え合い家族支援 事業 (高齢者支援課)	高齢者及び子等のうち新築・購入及び増改築又 は転居等に要する契約をした方	高齢者と子等がお互い支え合いながら生活する多世代家 族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぎ、同居又は近隣に 居住するために、住宅の新築・購入及び増改築又は転居等 に要する費用の一部を助成します。 ・住宅の新築等に対する助成:費用の1/2(30万円限度) ・転居に対する助成:費用の1/2(5万円限度) ※助成条件について詳しくはお問い合わせください。
高齢者等住宅整備資金 貸付事業 (高齢者支援課)	市内に1年以上居住する65歳以上の高齢者等 ※貸付条件や対象となる工事について、詳しく はお問い合わせください。	高齢者等が生涯住み慣れた家で自立した日常生活を営む ことができるように、浴室やトイレを改造するなどの住 宅の整備に対し、その資金を無利子で貸付します。 ※貸付限度額 300万円(工事種類ごとの限度額あり)
家具転倒防止器具取付事業 (高齢者支援課)	自分で家具転倒防止器具の取付作業が困難な 高齢者世帯	地震における家具の転倒等による被害を防ぐため、転倒 防止器具の取付作業を代行します。
生活支援短期宿泊事業 (高齢者支援課)	おおむね65歳以上の社会適応が困難な在宅高 齢者等(介護保険の要介護認定または要支援認 定者を除く)	特別養護老人ホームへの短期間入所により、要支援及び 要介護への進行を予防する。
介護相談員の派遣 (介護保険課)	介護保険サービスを利用している人やその家 族など。	介護保険の新規認定者や介護保険施設等を随時訪問し、 介護サービスに関する相談に応じます。
移送サービス事業 (社会福祉協議会) ☎63-3888	高齢や障がい等のため、一般の交通手段では医 療機関等への外出が困難な低所得の方 (家族等の自家用車、公共交通機関での外出が できない場合)	ボランティアの協力により医療機関等への送迎サービ スを行います。 ・本利用会員(住民税非課税の方) 2ヶ月に3回まで ・準利用会員(住民税額3万円以下の方) 月に1回まで
福祉カー貸出 (社会福祉協議会) ☎63-3888	心身障害者(児)および高齢者の家族など 貸出期間 4日以内	通院や旅行などで外出する際、車椅子のまま乗ることが できるスロープ付きワゴン車「袖ヶ浦ゆうあい号」を無料 で貸出します。(燃料代は負担していただきます)
車イス貸出 (社会福祉協議会) ☎63-3888	一時的に車イスが必要な方 貸出期間 3ヶ月以内	病気・ケガによる通院や旅行などで外出する際に無料で 貸出します。

広 告

ちいたの ちいたの **地域で楽しく**
たの ちいたの **小さくても頼もしい**

ちいたの福王台
袖ヶ浦市坂戸市場 66-1
TEL 0438-63-1222
・地域密着型通所介護
・短期入所生活介護
・居宅介護支援



ちいたの平川
袖ヶ浦市百目木 157-1
TEL 0438-75-8111
・地域密着型通所介護
・短期入所生活介護
・有料老人ホーム



介護のことなど、お気軽にご相談ください
おかげさまで25周年 社会福祉法人 かずさ萬燈会
<https://www.nakago.or.jp/>

新築設計・施工
リフォーム工事
介護住宅改修
補助金申請相談

(有)栗原建築

一般建設業許可
1級建築士事務所登録

木更津市伊豆島 643
TEL 0438(98)1027






子育て・福祉

▶ (2)ひとり暮らし高齢者福祉サービス



事業名	対象者	内容
緊急通報システムの貸与 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等 ※所得制限あり	急病時など緊急の際に、ボタンを押すだけで直ちに受信センターに連絡するシステムを貸与します。
救急医療情報キットの配布 (高齢者支援課)	ひとり暮らしの65歳以上の高齢者 65歳以上の方のみで居住し救急時に不安を抱える高齢者 同居者の就労等により65歳以上の方のみとなる救急時の対応に不安を抱える高齢者	かかりつけ医療機関や持病等の救急時に必要な情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。
福祉電話の貸与 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等(被生活保護世帯または所得税非課税世帯)	取付工事費及び基本料金を助成します。
火災警報器の給付 (高齢者支援課)	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等	安全で安心した生活ができるよう火災警報器を給付します。
見守り訪問事業 (社会福祉協議会) ☎63-3888	ひとり暮らしの75歳以上の高齢者及び満80歳以上の夫婦のみ世帯	安否確認を主とし、月1回お弁当や、生活用品等をお届けします。
ほっとテレホンサービス (社会福祉協議会) ☎63-3888	ひとり暮らしの高齢者	ボランティアが、週1回電話でお話し相手を行います。

▶ (3)認知症高齢者福祉サービス

事業名	対象者	内容
成年後見制度利用支援事業 (高齢者支援課) 	認知症高齢者などで十分な判断力がない方	法定後見人等が本人に代わり財産の管理や福祉サービスの利用手続き等を行う成年後見制度の利用を支援します。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会) ☎63-3877 	日常生活において必要とされる判断力に不安のある方	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の手伝いなどの援助を行い、自立した生活を支援します。
法人後見事業 (社会福祉協議会) ☎63-3877 	被成年後見人等	社会福祉協議会が、法人として成年後見人等となり、被成年後見人等の権利を擁護します。

子育て・福祉

広告

補聴器 障害者総合支援法による
補装具費支援制度取り扱い

補聴器相談・調整・修理(各メーカー)
出張サービス承ります。

**木更津
補聴器センター**

フクフ ヨイミミ
☎0438-22-4133
FAX 0438-20-8512

木更津市大和1-9-7 魁ビル1階(駐車場有り)

ポケット・耳掛形補聴器 6.0万～44.2万
オーダーメイド補聴器 9.8万～57.0万

愛と良心に基づく高い志を抱いて地域社会に貢献する

社会福祉法人 永和会
特別養護老人ホーム 蔵波

〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波3037-1
☎0438-38-5551 eiwa.or.jp

ご入居の相談、見学はお気軽にお問い合わせください。

 企業主導型保育所あり

▶ (4) 要介護高齢者を支援するサービス



事業名	対象者	内容
理容師派遣 (高齢者支援課)	要介護3～5と認定され理髪に行くことが困難な在宅高齢者	対象家庭に理容師を派遣します。(理髪代は自己負担です)年4回
紙おむつ等の支給 (高齢者支援課)	要介護1～5と認定されている在宅の要介護高齢者を介護している方又はひとり暮らしの要介護高齢者	対象家族に紙おむつなどを支給します。年6回
家族介護慰労金の支給 (高齢者支援課)	要介護3～5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を常時介護している家族(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)	対象家族に慰労金を支給します。 月額 8,400円

▶ (5) 社会参加への援助



事業名	対象者	内容
シニアクラブ活動 (高齢者支援課)	シニアクラブ連合会 単位シニアクラブ	シニアクラブは、地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。クラブ活動の促進と健康づくりの推進のため支援します。
公益社団法人袖ヶ浦市 シルバー人材センター ☎63-6053	60歳以上の高齢者 (主な仕事) 植木手入れ、草刈り、草取り、農作業、ふすま・障子張り、大工、施設管理など	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。

▶ (6) 施設

● 老人福祉会館(ふれあいセンター)

高齢者等の憩いの場として、100畳の和室大広間(ステージ付)ほか和室4室、多目的室を備えています。

- (1) 場 所 飯富2497番地1(袖ヶ浦公園内)
☎63-0824
- (2) 開館時間 午前9時から午後4時30分まで
- (3) 休館日 年末年始(12月29日～1月3日)
- (4) 利用者負担(一日あたり)

利用者の区分	料金
本市の住民で60歳以上の方	無料
本市の住民で60歳未満の方	210円
本市の住民でない方	320円



子育て・福祉



地域包括支援センター

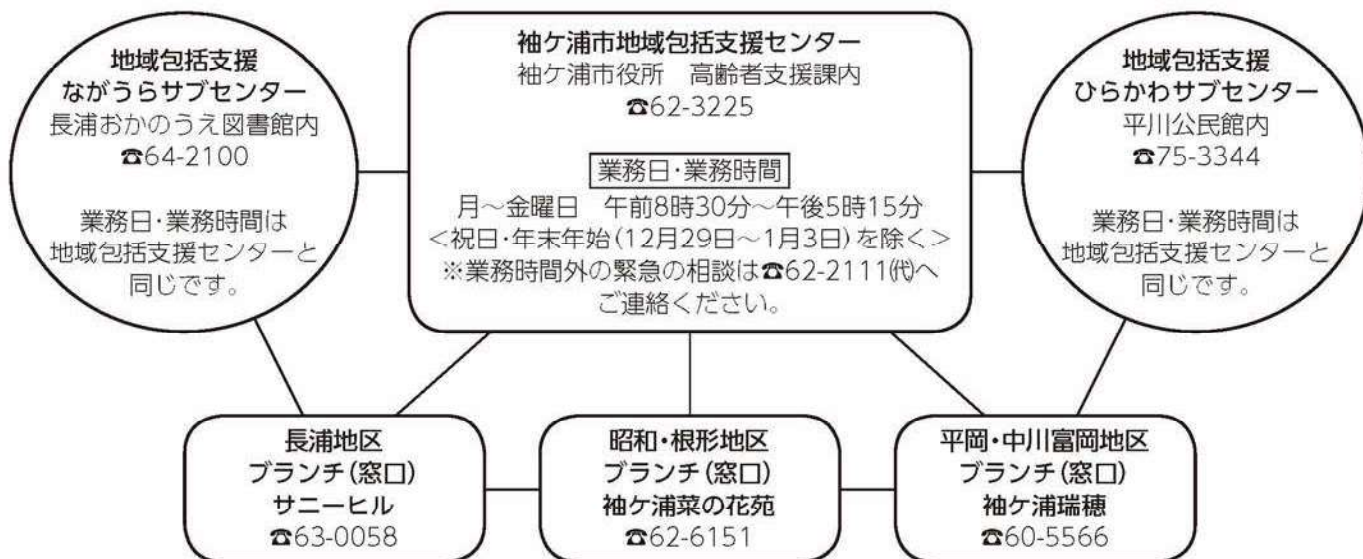
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)といった専門職員が中心となって、住民の皆様や各種専門機関と協力しながら、高齢者の健康や住み慣れた場所での生活を支えるための機関です。

健康増進や介護予防を推進したり、高齢者の介護や生活についての相談に応じるほか、ケアマネジャーの支援等を通し、介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

▶要介護認定の結果で「要支援1」「要支援2」の方が介護保険サービスを利用するにあたっては、地域包括支援センターと利用契約を結び、介護予防計画を作成する必要があります。サービス利用希望の方はご連絡ください。

- こんなときご相談ください
- 急に介護が必要になってしまいどうしてよいかわからない。
- 家族の介護をしているがつい声を荒げてしまう。
- 近所の高齢者の様子が心配。
- 物忘れが進んでお金の管理ができなくなってきた。
- 認知症について不安がある。
- 振り込め詐欺の被害に遭った。
- 足腰が弱くなり、寝たきりへの不安がある。
- 健康や介護予防について話を聞きたい等。

地域包括支援センターの相談窓口は、市役所本庁・サブセンター2ヶ所・各地区のランチ(窓口)3ヶ所の計6ヶ所です。



子育て・福祉

広告

社会福祉法人 瑞光会

袖ヶ浦瑞穂 特別養護老人ホーム
ショートステイ | デイサービス
☎60-5566

袖ヶ浦瑞穂 居宅介護支援センター
☎60-5577

介護のこと、お気軽にご相談下さい。

袖ヶ浦市野里1452-4 (平岡小学校となり)
<http://care-net.biz/12/mizuho>

社会福祉法人 慈協会

サニーヒル

特別養護老人ホーム ユニット型
ショートステイサービス デイサービス
居宅介護支援サービス

袖ヶ浦市久保田857-9
☎0438-63-0032

協力病院 市原メディカルキュア
院長: 遠山洋一
☎0436-61-0519
イトーヨーカドー姉崎店となり

あなたの笑顔がずっと続くために
その人らしさを大切にします

社会福祉法人 みどりの風

★特別養護老人ホーム みどりの丘
・地域密着型特別養護老人ホーム
・デイサービス
・ショートステイ(空床型)
袖ヶ浦市下泉1424-3 ☎0438-75-8700

★特別養護老人ホーム みどりの樹
・地域密着型特別養護老人ホーム
・ショートステイ
袖ヶ浦市下泉1426 ☎0438-38-5600

★介護サービス みどりの風 そでがうら
・ショートステイ
・デイサービス
・介護相談(居宅介護支援)
袖ヶ浦市下泉1425 ☎0438-75-8686

★介護サービス みどりの風 ささらづ
・デイサービス
・訪問入浴
・介護相談(居宅介護支援)
木更津市笹子553 ☎0438-97-8686

<http://kaigo-midorinokaze.com/>

介護保険



介護保険制度

◎ 介護保険課 ☎62-3206

▶ (1) 介護保険とは

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

▶ (2) 介護保険の加入者

- ・第1号被保険者…65歳以上の方
- ・第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

▶ (3) 申請と訪問調査、介護の認定

● 申請

介護保険によるサービスを利用する場合には、介護が必要となった時点で申請をし、「要介護認定」を受ける必要があります。申請書は各窓口配置してあるほか、市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

申請は、居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

申請窓口	所在地	電話番号
介護保険課	坂戸市場1-1 市役所1階10番窓口	62-3206(認定・給付班直通)
地域包括支援ながうらサブセンター	蔵波634-1 長浦おかのうえ図書館内	64-2100
地域包括支援ひらかわサブセンター	横田115 平川公民館内	75-3344
長浦行政センター	蔵波513-1	62-5711
平川行政センター	横田115	75-3111

申請の際に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- マイナンバーカードもしくは個人番号通知カード
- 申請時に主治医の氏名・医療機関を伺います。
- 申請時に訪問調査の立会人となる方のお名前・続柄・連絡先を伺います。
- 40歳から64歳までの方は、医療保険の被保険者証が必要です。
- 40歳から64歳までの方は、対象となる特定疾病が指定されています。事前に主治医に確認してください。

【対象となる16の特定疾病】

- ・がん末期 ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患 ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

● 訪問調査

調査員が被保険者ご本人のもとを訪問し、日常生活の状況についてお話を伺ったり、実際に体を動かしていただくなど、介護の必要性について1時間程度の調査をします。

調査に際しては、ご家族などの立ち会いが必要です。

介護認定の申請を提出いただいた後、立会人の方に日程調整のためのご連絡をします。

● 介護の認定

申請から原則1か月以内に介護認定の通知と介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を発送します。要介護状態区分(「要支援1・2」、「要介護1～5」)と認定の有効期間を必ずご確認ください。

審査の結果「非該当」となることもあります。

広告

有限会社 憩 いこい
 袖ヶ浦市横田1709-2

☆グループホーム憩
 ○認知症対応型共同生活介護
 TEL.0438-75-7010

☆デイサービス憩
 ○認知症対応型通所介護
 TEL.0438-75-7010

特定非営利活動法人 憩 いこい
 袖ヶ浦市横田1709-2

☆ケアサービス憩
 ○訪問介護 ○身体障害者支援
 ○介護タクシー
 TEL.0438-75-7964

地域密着型通所介護
 小規模多機能型居宅介護
縁側よいしょ

NPO法人 井戸端介護 袖ヶ浦市大鳥居562
☎0438-75-2929

温泉が楽しめるデイサービス

医療法人社団 小羊会
こひつじかずさ介護支援センター
 袖ヶ浦市横田4161
☎0438-60-5711
<http://www.kazusakaigo.com/>

**デイサービス
 ショートステイ
 居宅介護支援**



▶ (4) 介護サービスの種類

介護保険のサービスには、次のようなものがあります。

区分	内容
在宅系サービス	ホームヘルパー、訪問入浴、訪問リハビリ、訪問看護、福祉用具の貸与や購入、住宅改修など
通所系サービス	通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、短期入所(ショートステイ)など
施設系サービス	特別養護老人ホームへの入所、老人保健施設への入所など

▶ (5) 利用者負担

介護保険サービスの利用者負担は、前年の所得に応じて1割、2割または3割となります。

ただし、通所や施設サービスにおける食費や居住費(宿泊費)、日常生活費などは全額利用者負担になります。

なお、短期入所を含む施設サービスの食費・居住費については、低所得世帯の方の場合、申請により負担を一部軽減する制度があります(「特定入所者介護(介護予防)サービス費支給」制度)。

▶ (6) サービスを利用するにあたって

要介護認定を受け、住み慣れたご自宅で介護サービスを利用しようとする場合には、要介護状態区分に応じて、相談窓口が異なりますのでご注意ください。

●要支援1・2

地域包括支援センターでサービス利用について相談してください。

窓口	所在地	電話
袖ヶ浦市地域包括支援センター	坂戸市場1-1 市役所1階11番窓口 (高齢者支援課内)	62-3225

●要介護1～5

市町村指定の居宅介護支援事業所と契約し、介護サービスの利用に向けてケアプランを作成します。

・市内の居宅介護支援事業所一覧(R3.4.1時点)

窓口	所在地	電話
袖ヶ浦菜の花苑 居宅介護支援事業所	神納4181-20	63-7736
カトレアンホーム 居宅介護支援事業所	蔵波2713-1	63-1021
ヤックスケアセンター内房	蔵波台5-19-3 (市原市姉崎2101)	64-0877 (0436-60-1008)
サニーヒル 居宅介護支援センター	久保田857-9	63-0058
さつき会ケアマネセンター	長浦駅前4-2-1	64-2245
こひつじかずさ 介護支援センター	横田4161	60-5711
居宅介護支援事業所 ちいたの福王台	坂戸市場66-1	63-1222
袖ヶ浦ムツミ 居宅支援センター	神納796-10	60-2012
介護相談みどりの風 そでがうら	下泉1425	75-8686
袖ヶ浦瑞穂 居宅介護支援センター	野里1452-4	60-5577
入道雲	下宮田525-2	42-1666
げんき介護相談所	勝217-1	62-4137
AIST横田 居宅介護支援事業所	横田1095	40-4897

※他市町村の指定事業所であれば、袖ヶ浦市外の事業所でもサービスを受けられます。

※どの事業所と契約を結ぶのかは利用者が選択できます。また、利用者の希望により変更することもできます。

※ケアプラン作成に係る費用は介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。

●施設への入所を希望する方

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の施設へ入所を希望する場合には、入所条件、待機状況、費用負担等について直接施設にお問い合わせください。

市内、近隣市の施設の連絡先を確認したい場合には、市役所介護保険課までお問い合わせください。

広告

セントケア袖ヶ浦
Saint-Care

看護小規模 訪問介護サービス

訪問看護ステーション袖ヶ浦

セントケアの理想は、福祉社会の創造です。
企業活動の目的は、生き甲斐の創造です。
目的は、最高のヘルスケア企業を築くことです。

袖ヶ浦市蔵波台 3-10-2

TEL 0438-62-1020
FAX 0438-60-8010



介護保険料



介護保険料 介護保険課 ☎62-3158

介護保険の加入者は、次の2種類に分かれています。

- (1) 第1号被保険者…65歳以上の方
- (2) 第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

ここでは、第1号被保険者の介護保険料についてお知らせします。

第2号被保険者の方の介護保険料は、ご加入の医療保険の保険料等に含まれます。

▶ (1) 介護保険料の計算方法

65歳以上の方の保険料は、市全体として必要な介護サービス費用が賄えるよう算出された「基準額」をもとに決められます。「基準額」をもとに、低所得の方に過重な負担にならないよう、所得段階別に保険料を決定します。

- ・前年の所得や世帯状況などにより、保険料の段階が決まります。

※「基準額」は3年ごとに改定され、保険料の段階も変更されることがありますので、各年度の保険料の算定については、介護保険課までお問い合わせください。

▶ (2) 介護保険料の納め方

● 特別徴収

年6回、偶数月の年金支給日に、年金から天引きする方法です。

年額18万円以上の老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を受給している方は、原則として特別徴収の対象になります。

● 普通徴収

納付書により支払う方法です。

年金が18万円未満の方または次に該当する方が対象です。

- (1) 年度途中で65歳になった。
- (2) 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- (3) 年度途中で袖ヶ浦市に転入した。
- (4) 介護保険料が年度途中で変更になった。
- (5) 年金が一時差し止めになった。

● 保険料の納付はかんたんで便利な口座振替で

普通徴収の保険料は、口座振替で納めることができます。一度手続きすると毎年継続されますので、たいへん便利です。

申し込み場所	預金口座のある金融機関 (銀行、信用金庫、農協など)・郵便局・市役所 (行政センター)
必要なもの	通帳および通帳届出印、納入通知書

▶ (3) 保険料を滞納していると

(1) 1年間滞納している場合

介護サービスを利用するとき、いったん利用料の全額を負担し、あとで7~9割相当分を市から払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

(2) 1年6カ月間滞納している場合

償還払いになった給付金(7~9割)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた給付金から保険料が差し引かれる場合もあります。

(3) 2年間以上滞納している場合

介護保険料の未納期間に応じて、本来1~3割である利用者負担が3~4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

● 困ったときには、お早めにご相談を…

災害など、特別な事情で一時的に保険料が支払えなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられることがありますので、介護保険課までご相談ください。



子育て・福祉

広告

住宅型有料老人ホーム シェアハウス 彩輝



袖ヶ浦市奈良輪字下谷 1053-1
TEL 0438-38-3812
FAX 0438-38-3813

住宅型有料老人ホーム 笑顔の家 彩輝



袖ヶ浦市大曾根字東谷 2-1
TEL 0438-63-6211
FAX 0438-63-8533

サービス付き高齢者向け住宅 ハピネス 彩輝



袖ヶ浦市大曾根 1183-1
TEL 0438-53-7102
FAX 0438-53-7105

お気軽にご相談・お問い合わせください。

有限会社 ライフサポート彩輝 袖ヶ浦市奈良輪字下谷 1053-1

TEL 0438-38-3812
FAX 0438-38-3813

地域福祉

福祉施設

社会福祉センター(社協) ☎ 飯富1604 ☎ 63-3888

広く市民参加による福祉活動の推進の場としてご利用いただく施設で、社会福祉協議会、シルバー人材センターの事務所があります。

- 開館時間 土・日・祝日・年末年始を除く
毎日午前9時から午後5時まで
- 利用できる方 原則として市内在住者
- 使用料 1時間につき、大会議室460円、小会議室140円、録音室90円(ただし、市内福祉団体および社会教育団体などの使用は無料)
- 問い合わせ先 袖ヶ浦市社会福祉協議会 ☎ 63-3888



民生委員・児童委員 ☎ 地域福祉課 ☎ 62-3157

厚生労働大臣から委嘱をうけ、96名が地域福祉の相談活動を行っています。お住まいの地区によって担当の民生委員が異なります。

詳しくは、地域福祉課地域福祉班までお問合せください。



生活困窮・生活保護 ☎ 地域福祉課 ☎ 62-3159

生活のことや経済的なことでお困りのことがあるときに、ひとりひとりに合わせた相談支援をしています。地域福祉課生活支援班までお問合せください。

その他の貸付事業

社会福祉協議会 飯富1604 ☎ 63-3888

事業名	対象者	内容
生活福祉資金の貸付	低所得者世帯 障がい者世帯 高齢者世帯 離職者 など	低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯および離職された方などの自立を助けるため、生活福祉資金を貸付けます。 *貸付条件があります。詳しくはお問合せください。



障がい者福祉

障がい者福祉

障がい者支援課 ☎ 62-3187 ☎ 62-3199

障がいの有無にかかわらず、だれもが共に支え合って暮らす共生社会の実現を目指し、様々な事業を行っています。全国一律の介護給付、訓練等給付などの障がい福祉サービスと、袖ヶ浦市が実施する「地域生活支援事業」についてサービスを提供しています。

日常生活のために

事業名	対象者	内容
重度心身障害者(児)医療費などの支給	身体障害者手帳(1級、2級)または療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(所得制限あり)	健康保険が適用される入院、通院時の医療費の自己負担額を助成 ※一部自己負担あり
療養・介護等資金の貸付(社会福祉協議会)	障がい者世帯等	障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービス、自立支援医療自己負担額、補装具を購入もしくは修理するための経費等 ※貸付条件があります。詳しくはお問合せください。
紙おむつの給付	重度の障害者手帳を所持し、障がいを原因として常時紙おむつが必要な方(3歳以上65歳未満)	対象家庭に紙おむつを給付 年6回(合計1,100枚程度)

社会福祉協議会

☎ 飯富1604 ☎ 63-3888

地域の福祉を推進するため以下の事業を行っています。

事業名	本書中の掲載ページ
移送サービス事業	P47
福祉カー貸出	
車イス貸出し	
見守り訪問事業	P48
ほっとテレホンサービス	
日常生活自立支援事業	
法人後見事業	
生活福祉資金の貸付	本ページ

ボランティアセンター(社会福祉センター内)

☎ 飯富1604 ☎ 63-3988

ボランティアに関する各種相談に応じています。

また、ボランティア講座の開催、書籍の貸し出し、ボランティア情報紙の発行などを行っています。

- 開館時間 土・日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

身体障がい者のために

事業名	対象者	内容
身体障害者手帳の交付	身体障がい者(児)	身体に障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な身体障害者手帳を交付 ※県が発行、窓口は市町村
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の方	障がいの程度を軽くしたり、障がいの進行を防止するための医療を給付(所得により一部自己負担あり)
自立支援医療(育成医療)の給付	市内に申請者(保護者など)が居住する18歳未満の方	
移動入浴車派遣	身体障害者手帳(1級、2級)を所持し、65歳未満で長期間寝たきりの方	対象家庭に移動入浴車を派遣して入浴サービスを実施
日常生活用具の給付など	身体障害者手帳を所持する在宅の方(一部知的障がい者・精神障がい者の方への対象品目あり)	ベッド、入浴担架などを給付(原則1割を自己負担、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外) ※品目により介護保険の利用を優先
補装具費の支給	身体障害者手帳・特定疾患医療受給者証の所持者	障がいに応じて義肢、補聴器、車いすなどの補装具にかかる費用を支給(原則1割を自己負担、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外) ※品目により介護保険の利用を優先
理容師派遣	65歳未満で、下肢・体幹・移動機能障がいの身体障害者手帳(1級、2級)を所持し、障害支援区分4~6の方	対象家庭に理容師を派遣して理髪サービスを実施

知的障がい者のために

事業名	対象者	内容
療育手帳の交付	知的障がい者(児)	知的障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な療育手帳を交付 ※県が発行、窓口は市町村
職親委託制度	知的障がい者(児)	知的障がい者(児)の更生援護に熱意をもつ事業経営者のもとで、知的障がい者(児)の生活指導や技能習得訓練などを行う

精神障がい者のために

事業名	対象者	内容
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障がい者(児)	精神に障がいのある方が各種の援護を受けるために必要な精神障害者保健福祉手帳を交付 ※県が発行、窓口は市町村
自立支援医療(精神通院)の給付	通院により精神障がいの治療を受ける方	精神障がいの通院医療費の自己負担額を1割に軽減(所得などにより、対象外の場合あり) ※県の事業、窓口は市町村
精神障がいの医療費の助成	市内に1年以上住所を有し、1カ月以上継続して精神障がいの治療を受けている方(事前登録制・所得制限あり)	保険診療の範囲内で医療費を助成 ※通院治療の場合は、自立支援医療(精神通院)または後期高齢者医療の自己負担分を助成

広 告



障害をお持ちの方の暮らしと人生を応援しています。

特定非営利活動法人 ぽぴあ

千葉県官公需受注窓口 サテライト事業所 〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2674-2

☎0438-60-7521

<https://www.popia.jp>

<p>障がい者の生活全般の相談</p> <p>指定相談支援事業所</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">も え</p> <p style="font-size: 0.8em;">ご利用は無料です。</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-60-7578</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>	<p>就労や雇用についての相談</p> <p>障害者就業・生活支援センター</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">エ ー ル</p> <p style="font-size: 0.8em;">ご利用は無料です。</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-42-1201</p> <p>木更津市中央1-16-12</p>	<p>ヘルパー外出や訪問介護を利用したい方</p> <p>居宅介護事業所</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ゆ う</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-60-7541</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>	<p>グループホームを利用したい方</p> <p>市内17カ所、他市内2カ所</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ぽぴあホーム</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">☎0438-60-7528</p> <p>袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>
---	---	--	---



子育て・福祉

社会参加のために

事業名	対象者	内容
福祉タクシー利用券の交付	身体障害者手帳(1級、2級)または療育手帳(A判定)を所持する在宅の方	年間で54枚(身体障害者手帳に腎臓機能障害の記載があり人工透析療法を受けている方は108枚)交付。申請月により交付枚数が異なります。 1回の乗車で3枚(1,500円分)まで利用可
自動車改造費の助成	上肢・下肢・体幹機能障がいのある身体障害者手帳(2級以上)を所持し、自分で自動車を運転する方	10万円を限度に費用を助成 ※所得制限あり
障がい者自動車購入費の貸付(社会福祉協議会)	障がい者世帯	障がい者もしくは生計を同一にする方が運転する自動車の購入に必要な経費の貸付を行います。 貸付限度額 2,500,000円 ※貸付条件があります。詳しくはお問合わせください。
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳(1~4級)所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)所持者	免許取得に直接要した費用の3分の2以内で10万円を限度に費用を助成
交通機関の割引	身体障害者手帳、療育手帳の所持者	JR、バス、タクシー、航空旅客運賃の割引
有料道路料金の割引	身体障がい者本人の運転、または重度の心身障がい者が同乗し介護者が運転する場合	有料道路料金の5割引(他の割引制度とは同時適用なし)

心身障がい者(児)各種福祉手当

事業名	対象者	内容
特別障害者手当	在宅で介護が必要な20歳以上の最重度障がい者(おおむね2つ以上の重度障がい)	月額27,350円 ※所得制限あり
重度心身障害者福祉手当	65歳未満の在宅の重度知的障がい者(A判定)、または寝たきり身体障がい者(1級、2級)、もしくはその障がい者を介護する方	月額8,650円 ※所得制限あり
特別児童扶養手当	在宅で介護が必要な20歳未満の重度または中度心身障がい児の保護者	1級 月額52,500円 2級 月額34,970円 ※所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で介護が必要な20歳未満の重度心身障がい児	月額14,880円 ※所得制限あり
心身障害児福祉手当	在宅で介護が必要な20歳未満の心身障がい児(身体障害者手帳1~3級、療育手帳A判定、Bの1)を介護する保護者	月額8,650円 ※所得制限あり
難病患者療養見舞金	指定難病または小児慢性特定疾病のため1ヵ月以上継続的に入院または通院治療を受けている方	月20日以上入院…月額7,000円 月20日未満入院、月1日以上通院…月額3,500円



広告



障害をお持ちの方の暮らしと人生を応援しています。

特定非営利活動法人 ぽぴあ

千葉県官公需受注窓口 サテライト事業所 〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2674-2 ☎0438-60-7521 <https://www.popia.jp>

ぽぴあの活動を応援したい方 飲食店「家族亭」(蔵波25-1 長浦駅北口)をご利用ください。宴会は28名まで ☎0438-64-2501

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">福祉就労をしたい方</div> <p style="font-size: small;">就労継続支援A型事業所</p> <h2 style="font-size: 1.5em;">ライズ</h2> <p style="font-size: small;">☎0438-38-3444 袖ヶ浦市のぞみ野66-1</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">福祉作業をしたい方</div> <p style="font-size: small;">就労継続支援B型事業所</p> <h2 style="font-size: 1.5em;">ひなげし</h2> <p style="font-size: small;">☎0438-40-5831 袖ヶ浦市神納1-19-7</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">福祉作業をしたい方</div> <p style="font-size: small;">就労継続支援B型事業所</p> <h2 style="font-size: 1.5em;">ふれあ</h2> <p style="font-size: small;">☎0438-42-1089 袖ヶ浦市蔵波25-2</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #ffffcc;">デイサービスを受けたい方</div> <p style="font-size: small;">生活介護事業所</p> <h2 style="font-size: 1.5em;">夢の木</h2> <p style="font-size: small;">☎0438-60-7131 袖ヶ浦市蔵波2674-2</p>
---	--	---	--

▶ 将来のために

事業名	対象者	内容
心身障害者扶養年金 (任意加入の制度)	身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者を扶養している65歳未満の方	加入者が死亡した場合、障がい者に年金を支給 年金月額1口 20,000円 ※掛金は加入時の年齢による

▶ 福祉作業所

☎ 大曽根862-1 ☎ 63-2266

身体障がい者や知的障がい者の方に、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。利用には、市町村の受給者証の交付が必要となります。

- 実施事業 就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援
- 休 所 土・日・祝日・年末年始
- 問い合わせ先 障がい者支援課 ☎ 62-3187

広 告

放課後等デイサービス

まっずラボ Group

まっずラボ 袖ヶ浦

袖ヶ浦市福王台 3-13-9 ヤマカビル 1F

Tel.0438-97-6019

君 津 周 西
ひまわり 五 井



社会福祉法人いずみ会
〒299-0205 袖ヶ浦市上泉 1767-21
<http://izumi-kai.com>

障害者支援施設 袖ヶ浦学園
TEL 0438-75-4585
FAX 0438-75-7445

相談支援センター 晴 (ハル)
TEL 0438-97-5118
FAX 0438-75-7445

グループホーム 絆
〒299-0236 袖ヶ浦市横田 124-1
TEL 0438-97-7815
FAX 0438-97-7816

年齢を重ねても、障がいがあっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたい。。。その想いを応援します。

<p>地域生活定着支援 安心して暮らせる家</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ グループホーム (包括型) (令和3年3月現在 36カ所) サテライト型 (3ヶ所)  <p>グループホーム統括事務所 袖ヶ浦市長浦駅前 6-17-5 TEL 0438-60-2662 FAX 0438-60-2663</p>	<p>就 労 支 援 働く場・働くための訓練の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ リープカンパニー (就労継続支援 A 型) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用型 (定員 15 名) ・食品製造  <p>袖ヶ浦市蔵波台 7-16-13 TEL 0438-53-7075</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労サポートリープ (多機能型) <ul style="list-style-type: none"> ・定員 40 名 ・就労継続支援 B 型 ・生活介護  <p>袖ヶ浦市蔵波台 5-1-10 TEL 0438-63-6334</p>	<p>障がいのある人に対する相談支援</p> <p>地域生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ご相談をお受けします。</p> <p>指定特定相談支援事業所 リーベル</p> <p>袖ヶ浦市蔵波台 5-1-9 管理事務所内 TEL 0438-38-4678 FAX 0438-38-4679</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ウェルカムリープ (共生型サービス) 令和3年度事業開設予定 	<p>安心して暮らせる地域生活の応援 地域生活を支える大切な支援団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ リープみんな仲間だ会 (本人活動支援) ■ 障がい者スポーツ活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・たびたび BBC (ID バスケットボールクラブ) ・びーリープ (ID 卓球クラブ) ・リボウル (ID ボウリングクラブ) 
--	--	---	---

特定非営利活動法人 **就労生活定着支援センターリープ**  

〈管理事務所〉 袖ヶ浦市蔵波台 5-1-9 <https://npo-ri-bu.com/>
TEL 0438-38-4678 FAX 0438-38-4679